



成年後見の窓口に 長岡にセンター開設

認知症や障害などで判断能力が不十分な人の財産や権利を守るため、長岡市社会福祉協議会が運営し、成年後見制度の中核機関となる「市成年後見センター」

が、表町2の社会福祉センタートモシアに開設された。写真。権利擁護に関する相談を受け、手続きなどの支援や専門機関につなぐ役割を担う。

同センターは、権利擁護を必要とする高齢者や障害者らの親族、後見人を包括的に支援する。市が市社協に運営を委託し、市社協権利擁護支援課内に設置した。専任の職員2人が、電話や窓口での相談に応じる。弁護士会、医師会、社会福祉士会など12の専門機関

でつくる「市権利擁護地域連携協議会」が、センターと連携し、相談内容に合わせて助言や支援を行う。

3日に開かれた開設式で、同協議会委員長の杉森芳博弁護士は「長岡けやき法律事務所」は「困難な状況を解決するには専門職、関係者、地域の連携が欠かせない。窓口となるセンターの役割は重要だ」と述べた。

大川久美子センター長は「今すぐ支援が必要な人だけでなく、将来的に家族の心配がある人も利用してほしい」と話している。

開設時間は平日の午前8時半〜午後5時15分。問い合わせは、0258(86)4715。